

奈良県県土マネジメント部建設工事 総合評価落札方式ガイドライン

(令和 7 年度版)

令和 7 年 6 月

奈良県県土マネジメント部技術管理課

目 次

1. 総合評価落札方式の概要・意義	・ ・ ・ ・ ・	P. 1
2. 標準的な実施手順	・ ・ ・ ・ ・	P. 2
3. 実施手順ごとの解説	・ ・ ・ ・ ・	P. 4
4. 総合評価落札方式の選択	・ ・ ・ ・ ・	P. 7
5. 評価項目・評価内容・配点等	・ ・ ・ ・ ・	P. 7
6. 技術提案書の審査	・ ・ ・ ・ ・	P. 9
7. 評価方法	・ ・ ・ ・ ・	P. 10
8. 技術対話等（高度技術提案評価型）	・ ・ ・ ・ ・	P. 10
9. 契約後の措置	・ ・ ・ ・ ・	P. 11
10. 情報公開	・ ・ ・ ・ ・	P. 11

1. 総合評価落札方式の概要・意義

公共工事の入札に関しては、これまで、価格のみによる競争が中心であったが、厳しい財政状況などにより公共投資が減少する中で、価格競争が激化し、近年、低価格での入札やくじ引きによる落札者の決定が急増している。

これに伴い、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請負業者や労働者へのしわ寄せ等により、公共工事の品質低下が懸念されている。

公共工事の品質確保を図るためには、技術的能力を有する者による競争が実現され、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮して、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、公共工事の品質を確保することが重要である。

このような背景のもと、平成17年4月1日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が施行され、同法第8条第1項に基づき、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が平成17年8月に閣議決定されたところである。

その基本方針の中で「技術提案を求めた場合の契約の相手方の決定に当たっては、価格と技術提案の内容等を総合的に評価しなければならない」となっており、また、地方自治法施行令第167条の10の2第1項には、「予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる」と示されていることから、これらを踏まえて、奈良県県土マネジメント部が入札を行う建設工事（特に一般競争入札工事）においては、段階的に総合評価落札方式の導入を促進してきたところである。

また、公共工事の品質確保に不可欠な担い手の中長期的な育成・確保を主目的として、建設業法・入契法等が改正されるとともに令和元年6月14日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第35号）」が公布、施行されたところであり、総合評価落札方式においてもその主旨を踏まえた制度設計を継続的に行っていく予定である。

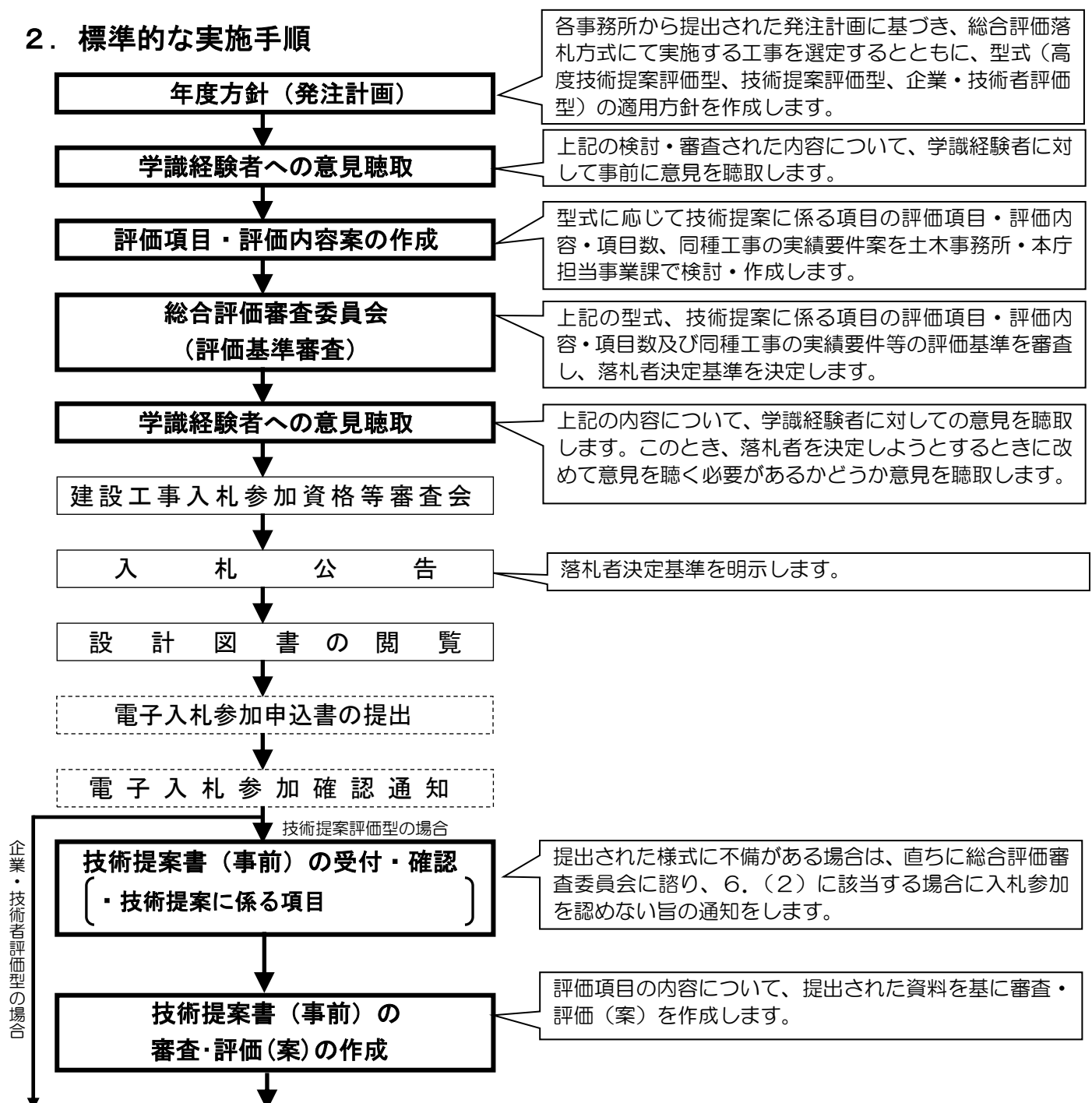
本ガイドラインは、奈良県県土マネジメント部が発注する公共工事において、総合評価落札方式を実施するにあたり、基本事項を定めたものであり、総合評価落札方式の適切な運用を図ることを目的とする。

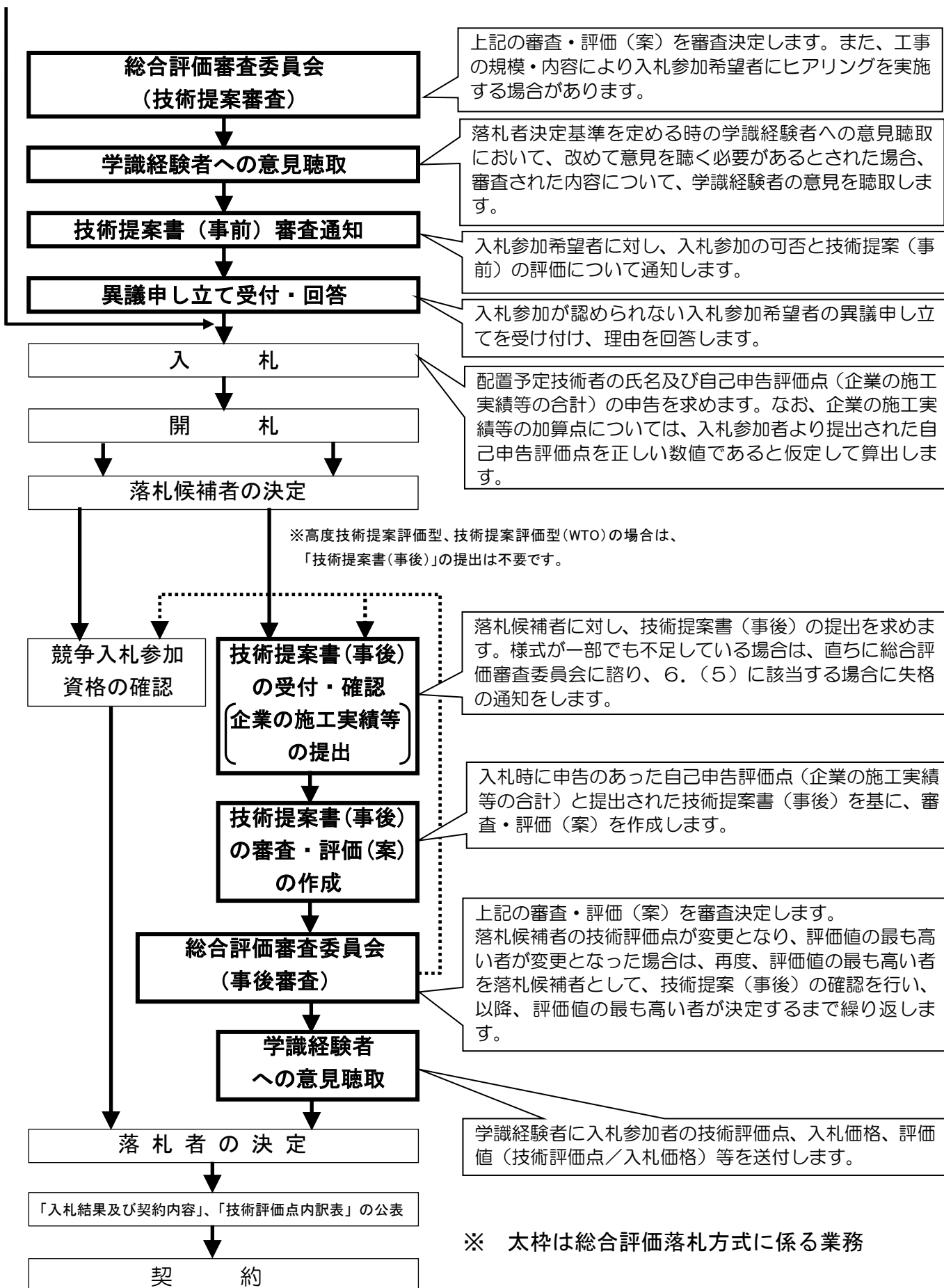
奈良県県土マネジメント部総合評価落札方式の実施方針

県土マネジメント部で総合評価落札方式により入札を実施する建設工事は、下記を原則とする。

- (1) 設計金額 3.4 千万円以上の土木一式工事、建築一式工事
- (2) 設計金額 1.1 千万円以上の舗装工事
- (3) 設計金額 2.3 千万円以上の橋梁上部工工事（補修工事を含む）、水門工事、
区画線（ライン）・道路標示・標識等工事、橋梁塗装工事、さく井工事、
- (4) 設計金額 5.7 千万円以上の設備工事、造園工事等
- (5) 上記の他、県土マネジメント部長が総合評価落札方式を実施することが適切と認める工事

2. 標準的な実施手順





3. 実施手順ごとの解説

(1) 総合評価落札方式の型式と分類

- 総合評価落札方式は「高度技術提案評価型」、「技術提案評価型」及び「企業・技術者評価型」とする。
- 工事の発注分野毎に「一般土木等」「舗装」「区画線（ライン）・道路標示・標識等」「橋梁塗装」「PC 橋」「鋼橋」「水門」「さく井」「建築」「土木設備」「建築設備」「下水道設備」「解体」に分類する。

総合評価落札方式の型式と工種（区分）については以下のとおり

設計金額	工種							
	一般土木等		舗装		区画線（ライン）・ 道路標示・標識等/ 橋梁塗装	建築	土木設備/建築設備 下水道設備	
27.2億	技術提案 （WTO）		技術 提案 ①	企業・ 技術者 ①	技術 提案 ①	企業・ 技術者 ①	技術提案 （WTO）	
10.3億	技術提案①	企業・技術者①					技術提案①	企業・技術者①
3.4億	技術 提案 ②	企業・ 技術者 ②					技術 提案 ②	企業・ 技術者 ②
1.1億								
5.7千万								
3.4千万	技術 提案 ③	企業・ 技術者 ③	技術 提案 ②	企業・ 技術者 ②	技術 提案 ②	企業・ 技術者 ②		
2.3千万			技術 提案 ③	企業・ 技術者 ③				
1.1千万								
	必要に応じて総合評価落札方式							

※課題チャレンジ評価型とは、「施工者希望1型」、「若手・女性チャレンジ評価型」、「デジタル技術活用法」及び「地域防災力強化型」とする。

※上記以外の工種（区分）の型式については、入札公告に明示する。

(2) 年度方針と学識経験者への意見聴取

- 年度方針は、各事務所から提出された発注計画に基づき工事案件毎に、総合評価落札方式の適否を決定するとともに、総合評価落札方式の型式の適用方針を作成する。
- 総合評価審査委員会事務局（技術管理課）は、上記の内容について学識経験者の意見を聴取する。
- 学識経験者の意見聴取は、工事案件毎に行うものとする。

(3) 技術提案の評価項目・評価内容（案）の作成

- 企業の施工実績等を除く技術提案を求める内容（案）（技術提案に係る項目の評価項目・評価内容・項目数等）は、担当事務所及び本庁担当事業課で工事内容、工事規模、現地条件等を考慮し作成する。

- ・ 配置予定技術者等の評価対象となる同種工事の実績要件の案を当該発注工事の主工種を考慮し作成する。
- (4) 総合評価審査委員会（評価基準審査）の開催及び学識経験者への意見聴取**
- ・ 総合評価審査委員会は、型式、技術提案に係る項目の評価項目・評価内容（案）・項目数、配点及び配置予定技術者の実績（同種工事の要件）等の評価基準について審査し、落札者決定基準を決定する。
 - ・ 総合評価審査委員会事務局（技術管理課）は、上記の内容について学識経験者の意見を聴取する。このとき、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについても意見を聴取する。
- (5) 入札公告**
- ・ 入札執行者は、入札公告において、落札者決定基準を明示する。
- (6) 設計図書閲覧**
- ・ 入札公告文に記載のとおりとする。
- (7) 電子入札参加申込みの提出及び参加確認通知**
- ・ 電子入札で実施する工事については、電子入札システムにて手続きを行う。
 - ・ 電子入札参加確認通知はシステム確認行為であり、入札参加資格の確認は別途開札終了後に落札候補者のみ実施する。
- (8) 技術提案書（事前）の受付・確認**
- ・ 入札参加希望者は、入札公告文及び入札説明書で求められた技術提案書（事前）を定められた様式にて電子入札システムで提出する。
 - ・ 技術提案書（事前）の様式が一部でも不足している場合は、総合評価審査委員会事務局（技術管理課）が直ちに総合評価審査委員会に諮り、入札参加を認めない旨の通知を入札執行者に依頼し、入札執行者は入札参加希望者に通知する。
- (9) 技術提案書（事前）のとりまとめ・整理及び評価（案）の作成**
- ・ 総合評価審査委員会事務局（技術管理課）は、提出された技術提案書（事前）をとりまとめ・整理するとともに、評価基準に基づき、公正に審査・評価し、評価（案）を作成する。
- (10) 総合評価審査委員会（技術提案審査）の開催及び学識経験者への意見聴取**
- ・ 総合評価審査委員会は、総合評価審査委員会事務局（技術管理課）が作成した評価（案）について審査する。
 - ・ 工事の規模・内容により、技術提案書の記載内容について入札参加希望者にヒアリングを実施することができる。
 - ・ 学識経験者への意見聴取については、落札者決定基準を定める時の学識経験者への意見聴取において、改めて意見を聴く必要があるとされた場合に実施する。
- (11) 技術提案書（事前）の審査の通知**
- ・ 総合評価審査委員会事務局（技術管理課）は、総合評価審査委員会及び学識経験者への意見聴取により決定した事項を基に、入札参加希望者に対する入札参加の可否及び技術提案（事前）の評価の通知を入札執行者に依頼し、入札執行者は入札参加希望者に通知する。
- (12) 入札**
- ・ 入札参加者は、提出した技術提案書の内容を加味した見積根拠資料、配置予定技術者氏名及び自己申告評価点を申告し、入札を行うものとする。
- (13) 落札候補者の決定方法**

- 入札執行者は、技術評価点（基礎点（標準点）＋加算点（技術提案に係る項目の評価点＋自己申告評価点（企業の施工実績等の合計点）））を入札価格で除して、評価値（技術評価点／入札価格）を算出する（「７．評価方法」参照）
なお、企業・技術者評価型の場合は、技術提案に係る項目の評価点を除く。
- 落札候補者の決定については、次に掲げる要件のすべてに該当する入札者のうち、評価値の最も高い者とする。
 - （ア）入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
 - （イ）低入札価格調査の対象となった場合、入札に係わる性能等が、入札公告及び入札説明書等において明示した技術的要件における最低限の要求要件をすべて満たしていること。

※評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定するものとする。

（１４）技術提案書（事後）の受付・確認

- 落札候補者は、入札公告文及び入札説明書で求められた技術提案書（事後）を定められた様式にて、入札公告文で定められた日時までに電子入札システムでの提出又は書面で技術管理課まで持参する。
- 技術提案書（事後）の様式が一部でも不足している場合は、総合評価審査委員会事務局（技術管理課）が直ちに総合評価審査委員会に諮り、失格となる旨の通知を入札執行者に依頼し、入札執行者は落札候補者に通知する。

（１５）技術提案書（事後）のとりまとめ・整理及び評価（案）の作成

- 総合評価審査委員会事務局（技術管理課）は、提出された技術提案書（事後）をとりまとめ・整理するとともに、技術提案書（事後）で提出された様式７の自己申告評価点算出欄に記載された評価（審査）項目の点数について、次に掲げるところによって、評価基準に基づき、公正に審査・評価し、評価（案）を作成する。
 - （ア）様式７（自己申告評価点算出欄）に記載された各評価（審査）項目における点数が、過大評価されていた場合は、当該評価（審査）項目について適切な点数に修正の上、評価する。
 - （イ）様式７（自己申告評価点算出欄）に記載された各評価（審査）項目における点数が、過小評価されていた場合は、当該評価（審査）項目について記載された点数により評価する。（点数の修正は行わない。）

（１６）総合評価審査委員会（事後審査）の開催・学識経験者への意見聴取

- 総合評価審査委員会は、総合評価審査委員会事務局（技術管理課）が作成した評価（案）について審査する。
- 審査の結果、落札候補者の技術評価点が変わらない場合は、（１７）の規定により定めた競争入札参加資格の確認後、落札候補者を落札者として決定する。
- 審査の結果、落札候補者の技術評価点が変更となった場合は、評価した技術評価点に基づき評価値を算出する。その結果、評価値の最も高い者が変わらない場合は、（１７）の規定により定めた競争入札参加資格の確認後、落札候補者を落札者として決定する。評価値の最も高い者が変更となった場合は、再度、評価値の最も高い者を落札候補者として（１４）、（１５）の規定により定めた確認を、評価値の最も高い者が決定するまで繰り返す。
- 評価値の最も高い者が決定した後、総合評価審査委員会事務局（技術管理課）は、各入札参加者の技術評価点、入札価格、評価値（技術評価点／入札価格）を学識経

験者へ送付する。

(17) 入札参加資格の確認

- 入札執行者は、落札予定者の参加資格申請書を審査・確認し、落札者を決定する。

4. 総合評価落札方式の選択

総合評価落札方式は、工事の特性や緊急性に応じて、以下に示す高度技術提案評価型、技術提案評価型、企業・技術者評価型の中からいずれかの型式を選択する。

(1) 高度技術提案評価型

技術的な工夫の余地が大きく、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求める工事に適用。

(2) 技術提案評価型

技術的な工夫の余地が大きく、より高い品質を求める工事や維持管理性の点で課題が大きい施設の工事、施工上の工夫が必要となる工事に適用。

技術提案に係る項目（総合的なコスト縮減に関する項目、工事目的物の性能・機能の向上に関する項目、社会的要請に関する項目）及び企業の施工実績等の技術提案書の提出を求め、技術評価と入札価格を併せて総合的に評価を行う。

(3) 企業・技術者評価型

高度技術提案評価型及び技術提案評価型以外の工事に適用。

技術提案書で技術提案を求めず、企業の施工実績等のみを求め、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認し、入札価格と併せて総合的に評価を行う。

5. 評価項目・評価内容・配点等

評価項目・評価内容・配点等については、工事ごとに入札公告及び入札説明書等に記載する。また、発注分野毎の標準例として、評価項目・評価内容・配点等を記載した落札者決定基準を技術管理課のホームページに掲載し公表する。

落札者決定基準の決定にあたっては、「2. 標準的な実施手順」のとおりとする。

各型式における技術提案及び企業の施工実績等の内訳は下表のとおり

総合評価落札方式型式分類表

工種(区分)			一般土木等													舗装					区画線 (ライン)・道路 標示・標識等 橋梁塗装		P C 橋 鋼橋 水門					土木設備 建築設備 下水道設備					さく井					建築					解体				
総合評価 落札方式の型式			技術 提案 評価型 (W T O)	技術 提案 評価型 ①	技術 提案 評価型 ②	技術 提案 評価型 ③	企業・技術者 評価型 ①	企業・技術者評価型②				企業・技術者評価型③					技術 提案 評価型 ①	技術 提案 評価型 ②	技術 提案 評価型 ③	企業・技術者 評価型 ①	企業・技術者 評価型 ②	企業・技術者 評価型 ③	技術 提案 評価型 (W T O)	企業・技術者 評価型 ①	企業・技術者 評価型 ②	技術 提案 評価型 ①	技術 提案 評価型 ②	企業・技術者 評価型 ①	企業・技術者 評価型 ②	技術 提案 評価型 (W T O)	技術 提案 評価型 ①	技術 提案 評価型 ②	企業・技術者 評価型 ①	企業・技術者 評価型 ②	技術 提案 評価型 (W T O)	技術 提案 評価型 ①	技術 提案 評価型 ②	企業・技術者 評価型 ①	企業・技術者 評価型 ②	技術 提案 評価型 ①							
評価 項目	技術 提案	提案内容 (項目数は工事内容に より判断) 最大6点／項目	最大 8 項目	最大 6 項目	最大 4 項目	最大 2 項目										最大 2 項目	最大 2 項目	最大 2 項目					最大 2 項目			最大 8 項目	最大 6 項目	最大 4 項目			最大 8 項目	最大 6 項目	最大 4 項目			最大 8 項目	最大 6 項目	最大 4 項目			最大 2 項目						
		配置予定技術者の技術提案に 対する理解度	○																					○							○																
	企業の 施工 実績等	企業の 施工 実績	工事成績評定点		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○			
			工事の施工実績													○																															
			表彰		○	○		○	○	○	○	○						○		○				○	○		○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○		
		ISO9000、ISO14000 シリーズ認証取得			○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○		○			○		○		○		○		○		○	○			
		配置予定技術者の同種工事の 施工実績又は専任補助制度 (※1)の活用		○	○	○	○	○				○					○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○				
		配置予定技術者の資格												○																																	
		システム設計配置予定技術者の 実績																																													
		若手・女性技術者の配置							○						○																																
		I C T技術の活用							○				○																																		
		デジタル技術の活用								○					○																																
		地域精進度 ・本店等の所在地			○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○			○		○			○		○		○		○	○				
		社会・地域貢献 ・災害協定の締結			○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○			○		○			○		○		○		○	○				
		社会・地域貢献 ・建設機械の保有状況															○	○	○		○	○																									
		社会・地域貢献 ・県内企業の活用																																													
		社会・地域貢献 ・アスファルトプラント 所有の有無															○	○		○	○																										
受注工事量												○				○	○			○	○																										
C C U Sの活用		○			○																																										
加算点			6 ～ 48 点	13 ～ 43 点	16 ～ 34 点	13.5 ～ 19.5 点	7 点	10 点	10 点	10 点	10 点	7.5 点	7.5 点	8.5 点	7.5 点	7.5 点	7.5 点	16.5 ～ 22.5 点	17.5 ～ 23.5 点	15.5 ～ 21.5 点				16 ～ 22 点		6 ～ 48 点	12 ～ 42 点	16 ～ 34 点		6 点		6 ～ 48 点	12 ～ 42 点	16 ～ 34 点	6 点	10 点	6 ～ 48 点	12 ～ 42 点	16 ～ 34 点	6 点	10 点	6 ～ 48 点	12 ～ 42 点	16 ～ 34 点	6 点	10 点	9 ～ 15 点

※1 専任補助制度…専任補助制度とは、配置予定技術者に同種工事の実績がなくとも、同種工事の実績のある専任補助者（現場代理人）を配置したうえで、配置予定技術者が満45歳以下であれば、専任補助者（現場代理人）の同種工事の実績を評価すること

※2 工種（区分）が「下水道設備」で、システム設計技術者を配置する工事においてのみ評価項目に該当する

6. 技術提案書の審査

(1) 総合評価審査委員会による審査

- ・ 技術提案書の審査・評価（案）は、担当事務所への聞き取り調査等も含めて、本庁担当事業課（室）、総合評価審査委員会事務局（技術管理課）により作成する。
- ・ 技術提案書の審査・評価（案）は、総合評価審査委員会で審査する。
- ・ 審査・評価（案）作成及び総合評価審査委員会時は、恣意性を排除し、中立かつ公正な審査を適切に行うため、技術提案に係る項目（様式8-5～8-7）については会社名等が特定できないように電子入札システム上で自動的に匿名化を行う。技術提案のヒアリングを行う場合も同様に会社名等が特定できないように配慮をする。また、秘密保持のため、複写した技術提案書については回収・廃棄する。

(2) 審査により入札参加を認めない（欠格となる）事由

① 技術提案書（事前）提出時

- ・ 工事名・工事番号が適正でない場合
- ・ 会社名が記載されている場合
- ・ 提出期限までに提出されない場合
- ・ 提出書類の様式が一部でも不足している場合

② 技術提案書（事前）審査時

- ・ 技術提案に係る項目の記載内容が適正でない（未記載を含む）場合、又は提案を求めた事項が1つでも欠落している場合
- ・ 当該工事の施工条件（工種、工法、地形、地名等）に合致していない内容が含まれている場合

③ 技術提案ヒアリング実施時

総合評価審査委員会が、「配置予定技術者が技術提案書の記載内容を全く理解していない」と判断した場合

(3) 技術提案書（事前）の審査の通知

入札執行者は、総合評価審査委員会の審査結果を受けて、入札参加の可否及び技術提案（事前）の評価を入札参加希望者に通知する。

(4) 技術提案書の審査（事前）に対する説明

審査により入札参加を認めない（欠格となる）旨の通知を受けた者は、入札執行者に対し通知の日を含む5日以内（奈良県の休日を含める条例（平成元年奈良県条例第三十二号）第1条に規定する県の休日を含めない。）に説明を求めることができる。この場合においては、説明を求めることを記した書面（様式自由）を入札執行者まで持参すること。郵送又はメール・ファックス等の電送は受付しないものとする。

説明を求められた場合は、原則書面にて回答する。

(5) 事後審査により失格となる事由

① 技術提案書（事後）提出時

- ・ 工事名・工事番号が適正でない場合
- ・ 会社名が記載されていない場合や押印がない場合
（ただし電子入札システムで提出する場合は押印無しでも可）
- ・ 提出期限までに提出されない場合
- ・ 提出書類の様式が一部でも不足している場合

- ・ 配置予定技術者等の氏名が記載されていない場合
- ・ 入札時に電子入札システム上で申告する配置予定技術者の氏名と技術提案書（事後）に記載の配置予定技術者の氏名が異なる場合
- ・ 入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式 1 2 が提出されない場合
- ・ 加算点の合計が減点により 0 点を下回る場合

（６）技術提案に関する機密の保持

発注者は、技術提案が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることにならないようにするなど、その取扱いに留意する。

7. 評価方法

（１）評価値の算出と落札候補者の決定

入札額が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札候補者とする。

評価値の算出方法としては、次に示す除算方式とする。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{基礎点（標準点）} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

標準点 : 100点

加算点 : 技術提案書を審査・評価し算出した点

このとき、評価値は整数部 2 桁、小数第 3 位まで算出（小数第 4 位切捨）とする。ただし、最も評価値の高い者の評価値は整数部 2 桁とするため、その他の入札参加者が整数部 1 桁となった場合の評価値は、整数部 1 桁、少数点以下第 3 位まで算出（小数第 4 位切捨）とする。

8. 技術対話等（高度技術提案評価型）

（高度技術提案評価型における技術提案の改善）

高度技術提案評価型において、技術提案の内容に最低限の要求要件や施工条件を満たさない事項がある場合には、技術対話（ヒアリング）において提案者の意図を確認したうえで必要に応じて改善を文書にて要請し、技術提案の再提出を求める。

なお、最低限の要求要件や施工条件を満たさない事項があり、技術対話（ヒアリング）後もその改善がなされない場合には欠格とする。

（高度技術提案評価型における予定価格の作成）

高度技術提案評価型における予定価格は、入札参加希望者からの技術提案・見積根拠資料をもとに、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに要する費用が適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるように予定価格を作成することができる。

よって、予定価格の算定は、技術評価点の最も高い技術提案に基づくことを基本とする。

9. 契約後の措置

- 発注者は、技術提案書審査通知書で協議事項とした通知事項について、速やかに受注者と協議する。
- 発注者は、受注者が施工計画書に、評価された技術提案（履行の確認方法を含む。）、評価されたＩＣＴ技術の活用内容、及びデジタル技術の活用内容を盛り込んでいることを確認する。
- 発注者は、受注者が施工体制台帳等に、評価された県内企業の活用を盛り込んでいることを確認する。
- 発注者は、工事期間内において受注者が施工計画書や施工体制台帳等を遵守しているか確認する。
- 受注者の責により、評価された技術提案の内容（写真、図表等も含む）が履行できない場合は、工事成績評定において評定点を減ずる。この場合の減点は、審査項目「7. 法令遵守等」の項目において10点減ずることとする。
- 受注者の責により、評価されたＩＣＴ技術の活用の内容が履行できない場合は、工事成績評定において評定点を減ずる。この場合の減点は、審査項目「7. 法令遵守等」の項目において10点減ずることとする。
- 受注者の責により、評価されたデジタル技術の内容及び項目数が履行できない場合は、工事成績評定において評定点を減ずる。この場合の減点は、審査項目「7. 法令遵守等」の項目において10点減ずることとする。
- 受注者の責により、評価された県内企業の活用の内容が履行できない場合は、工事成績評定において評定点を減ずる。この場合の減点は、審査項目「7. 法令遵守等」の項目において10点減ずることとする。
- 受注者の責により、評価された建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用の内容が履行できない場合は、工事成績評定において評定点を減ずる。この場合の減点は、審査項目「7. 法令遵守等」の項目において10点減ずることとする。
- 配置予定技術者の実績等において加点点評価されていた配置技術者を工事期間中にやむを得ず途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ、工事成績評定において評定点を減ずる。この場合の減点は、審査項目「7. 法令遵守等」の項目において配置技術者の同等以上と認められない途中交代による減点として10点減ずることとする。
- 受注者の技術提案履行により工事費が増額する場合においても、発注者は設計変更等を原則行わない。

10. 情報公開

（1）入札公告時

手続きの透明性・公平性を確保するため、総合評価落札方式に関する落札者決定基準については、あらかじめ入札公告・入札説明書等に明示する。

（2）落札者決定後

総合評価落札方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、落札決定日の

翌日以降に以下の事項を公表（入札執行者において閲覧、及び入札情報公開システムに掲載）する。

- ・ 落札業者名
- ・ 入札参加者の技術評価点の内訳
- ・ 入札参加者の入札額
- ・ 入札参加者の評価値

入札参加者の技術評価点の内訳については、技術提案に係る項目の項目毎の得点（各提案における評価の有無を含む。）と、企業の施工実績等の合計得点とする。

ただし、落札候補者とならなかった者については、企業の施工実績等の事後審査を行わないため、公表する技術評価点の内訳、評価値が正しいものとは限らない。

なお、技術提案書審査通知により入札参加を認められた者は、自社の技術評価点（企業の施工実績等）の内訳を技術管理課において閲覧できる。

※ ガイドラインの内容は、入札制度の改革や総合評価落札方式の拡充や見直し等により、随時変更する。

※ 食農部及び環境森林部（森林環境課及び県産材利用推進課に限る。）の発注工事も本ガイドラインに準拠する。